

岡山市一時保護施設清掃業務委託仕様書

- 1 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 施設所在地 岡山市北区内
岡山市一時保護施設
- 3 清掃場所及び面積
「別表1」に定めるところによる。
- 4 清掃区分及び清掃内容
「別表2」に定めるところによる。
- 5 作業時間
 - (1) 日常清掃
日常清掃は、毎週日曜日を除く午前8時から午後0時までの間に毎日実施するものとする。但し、5月4日(月)から5月6日(水)、12月29日(火)から12月31日(木)、1月1日(金)から1月2日(土)については、甲と事前に協議のうえ、実施日(それぞれ最低1日は行うこと)を決めることとする。
 - (2) 屋内定期清掃(ワックスかけ)
 - ① 屋内定期清掃は、年1回実施するものとする。
 - ② 屋内定期清掃の実施日時、実施場所については、事前に甲乙協議のうえ、決定することとする。
 - (3) 屋外定期清掃
 - ① 屋外定期清掃は、週1回実施するものとする。
 - ② 屋外定期清掃の実施日時、実施場所については、事前に甲乙協議のうえ、決定することとする。
 - (4) 特別清掃(ガラス清掃)
 - ① 特別清掃は、ガラス清掃をそれぞれ年1回以上実施するものとする。
 - ② 特別清掃の実施日時については、事前に甲乙協議のうえ、決定する。
 - ③ ガラス清掃について
2階の窓ガラスは、全開しないようにストッパーがついている。清掃時にストッパーをはずした場合は、清掃終了後、現状回復すること。

(5) ごみ処理作業

- ① 日常作業は、原則として市の指定する分別項目に分け、可燃物（生ゴミ、残菜含む）は週2回、その他（不燃物・資源化物など）は月1回実施するものとする。ただし、監督員の指示のあった場合はこの限りではない。
- ② ごみの中に含まれる廃プラスチック・ガラスくずなどの産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。また、処理にあたっては、本契約とは別に「産業廃棄物処理委託契約書」をかわすこととする。

6 消耗品等

(1) この清掃に必要な機械器具及び消耗品は、以下の物を除きすべて乙の負担とする。

- ① トイレットペーパー
- ② トイレ用水石鹼
- ③ 浴室用洗剤
- ④ ペーパータオル

(2) 乙が委託業務を行うために必要な費用で、次の各号に定めるものについては、甲の負担とする。

- ① 電気料金
- ② 水道料金
- ③ ガス料金

乙は、電力、水道の使用にあたっては極力節約し、効率的に使用しなければならない。

7 報告

乙は、1日の清掃作業終了後、「清掃作業報告書」を甲に提出するものとする。様式については、契約締結後速やかに甲と乙とが協議して定める。

8 支払方法

月毎の工程完了後、当月分を一括で支払うこととする。また、支払額は契約額を12で除したものとする。10円未満の端数が生じた場合は最初の月に加算する。

9 作業員の心得

- (1) 作業員は、一時保護施設への出入り及び作業中は、常に標識を付けなければならない。
- (2) 作業員は、清掃場所を清潔かつ衛生的に清掃を行い、あわせて一時保護施設の美観に十分注意するよう努めなければならない。
- (3) 作業員は、常に服装を正し、言語及び態度を良くし、他人に不快の感を与えないようにしなければならない。

- (4) 作業員は、業務上又はその他で知り得た市の業務に関する事項を他人に漏らしてはならない。
- (5) 作業員は、盗難及び火災の予防に留意し、作業終了の際は、窓・扉の施錠、火気取締まり及び消灯を行うものとする。
- (6) 作業員は、作業中に器物を破損したとき又は破損を発見したときは、速やかに監督員に届け出なければならない。

10 その他

- (1) 乙は、作業員名簿（住所・氏名・生年月日）を作成し、甲に提出するものとする。また、作業員に異動が生じた場合は、異動届を提出するものとする。
- (2) 乙は、作業員の始業について、あらかじめ、監督員の承諾を受け、作業終了後監督員の確認を受けること。
- (3) 甲は清掃について、随時調査を行い又は報告を求め、必要があるときは、その改善又は手直しを命ずることができる。
- (4) 乙は、委託契約書及び仕様書に記載された事項について、作業員に周知させるものとする。
- (5) 清掃業務従事者の駐車場が必要な場合は、受託者で確保すること。
- (6) 清掃用具の保管場所は、甲の指示する場所に整理整頓し保管すること。
- (7) 乙は、仕様書に示す従業員を常に確保し、業務に支障のないようにしなければならない。
- (8) 甲は、乙に従業員の一時控室及び業務に必要な器具その他物品置場を甲の業務に支障のない範囲で無償で使用させるものとする。
- (9) 本委託期間中に、空調設備の改修工事が予定されているため、工事期間中は清掃区域等の調整が必要となる。